

春日部市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(春日部市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(住居手当) 第9条の4 2 (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>3,500円</u></p>	<p>(住居手当) 第9条の4 2 (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>3,500円</u> (<u>当該住宅が当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は、4,500円</u>)</p>
<p>(期末手当) 第17条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第17条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「<u>100分の160</u>」とあるのは「<u>100分の85</u>」とする。</p>
<p>(勤勉手当) 第18条 2 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の70</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当) 第18条 2 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額</p>

(2) 別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 春日部市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の号を削る。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第9条の4 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</u>に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる<u>額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u>に相当する額とする。</p> <p>(1) <u>月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額（ただし、その額が3,500円未満のときは、3,500円）</u></p> <p>(2) <u>月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を</u></p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条の4 住居手当は、<u>次に掲げる職員</u>に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 当該職員の所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる<u>額</u>とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</u> <u>ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額（ただし、その額が3,500円未満のときは、3,500円）</u> <u>イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 3,500円</u></p>

11,000円に加算した額

(期末手当)

第17条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」とする。

(勤勉手当)

第18条

2 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

(期末手当)

第17条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」とする。

(勤勉手当)

第18条

2 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額

(春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた<u>給料月額（平成21年12月1日において、春日部市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 年条例第 号）附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）</u>に達しないこととなるもの（医療職給料表(1)の適用を受ける職員その他規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほ</p>	<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた<u>給料月額</u>に達しないこととなる職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員その他規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

か、その差額に相当する額を給料として支給する。

(春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の号を削る。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(住居手当) 第5条の3 住居手当は、 <u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、規則で定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で規則で定めるもの以外の職員</u> に支給する。	(住居手当) 第5条の3 住居手当は、 <u>次に掲げる職員</u> に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、規則で定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で規則で定めるもの以外の職員 (2) 当該職員の所有に係る住宅（これに準ずるものとして、規則で定めるものを含む。）に居住している職員で世帯主であるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、附則第4項及び第5項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の春日部市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条第2項（同条第3

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第19条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への春日部市職員の派遣等に関する条例(平成17年条例第31号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(春日部市職員の給与に関する条例第18条の2に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長が定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち市長が定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の市長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して市長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から28号給まで
	3級	1号給から8号給まで
医療職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から28号給まで
	3級	1号給から12号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して市長が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
(住居手当に関する経過措置)

4 平成22年4月1日前から引き続き第2条の規定による改正前の春日部市職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)第9条の4第1項第2号に該当する職

員については、第2条の規定による改正前の給与条例第9条の4の規定は、同日から平成23年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項第2号中「3,500円」とあるのは、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間にあっては「2,000円」とする。

- 5 平成22年4月1日前から引き続き第4条の規定による改正前の春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正前の技能職員の給与条例」という。）第5条の3第2号に該当する職員については、改正前の技能職員の給与条例第5条の3の規定は、同日から平成23年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

（委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。